

判例評釈

〔海法・運送法判例研究〕

早稲田大学海法・運送法研究会 [第7回]

仮渡しを行った運送人の損害賠償責任と船荷証券上の不知約款の効力

(東京地裁平成8年(ワ)第19818号損害賠償請求事件、平成10年7月13日判決、一部認容・確定、判例タイムズ1014号247頁)

箱 井 崇 史

判示事項

1. 本件船荷証券中の不知文言は、国際海上物品運送法8条2項の規定により有効である。
2. 本件船荷証券中の不知文言は有効であり、運送人は運送品が船荷証券上に記載された運送品と同一であることについて責任を負わない。
3. 運送人が仮渡しをした場合であっても、それによって不知文言の効力は否定されない。

I 事実の概要

海上運送業を営むY会社(被告)は、貨物海上運送契約に基づき、平成7年7月26日に2種類の船荷証券各3通(計6通)を訴外A会社に交付した。Y会社は、遅くとも平成7年8月14日までに、本件船荷証券の対象となった運送品を船荷証券と引き換えることなく訴外B会社(被告補助参加人)に引き渡した。銀行業を営むX会社(原告)は、本件各船荷証券を裏書きにより取得して所持していたが、これにより運送品の引き渡しを受けることができなくなったため、本件船荷証券に記載された運送品の引渡当時の時価を1674万6000円と算出し、被告に同額の損害賠償および遅延損害金の支払いを求めて本件訴えを提起した。

本件運送品は中古モーターサイクル計89台であり、これについて2種類の船荷証券が発行されていた(船荷証券の記載は判決文からは不明)。また、本件船荷証券の「梱包の種類・荷物の明細」欄には、荷送人がコンテナに積み込み、計測し

たものであることを示す「SHIPPER'S LOAD AND COUNT」という文言、および、荷物の内容は荷送人が通告したものであることを示す「SAID TO CONTAIN」の文言（不知文言）が記載されていた。そこで、被告は不知文言の存在により、本件運送品が船荷証券上に記載されている貨物と同一であることについて責任を負わず、本件各船荷証券には貨物の種類および数量が確定的に表示されていないことになる、などと主張して争った。もっとも、判決文登載誌からは、⁽¹⁾ 中品の記載を含む本件船荷証券のその他の記載については、何ら明らかとなっていない。

II 判決要旨

本判決は、次のように判断し、被告に対して123万0118円および遅延損害金の支払いを命じるとともに、原告のその余の請求を棄却した。

1. 不知文言そのものの効力について

「海上運送の実務においては、運送人が運送品の中身を確認することができない場合があり、このようなときに中身を確認しない以上船荷証券への記載に応じないとすれば、流通が阻害されるため、運送人において、船荷証券に不知文言を付した上で、荷送人が通告する中身である旨を記載した船荷証券を発行するという慣行が行われてきた。そして、このような不知文言が付された場合には、船荷証券の文言に応じた効力の例外として、運送人は、船荷証券の所持人に対して証券に記載されたとおりの運送品があったことについて責任を負わない、換言すれば、運送品が何であったか表示されていなかったのと同様に扱うこととされ、学説もこのような解釈を支持してきた。」

国際海上物品運送法八条二項は同条一項の例外を定め、「この例外に当たるときは、不知文言、留保文言などを付すことができ、これを付せば、運送人は、船荷証券の記載通りの義務から免れるものと解されている。」

「本件における不知文言は、一般の場合と異なるのではなく、その効力を有し、運送人である被告は、当然には本件運送品が船荷証券に記載された運送品と同一であることについて責任を負うものではないというべきである（…）」

2. 不知文言の本件における適用について

「原告は、不知文言の効力を認めるとしても、船荷証券と引換えに引き渡した場合に限定するべきであると主張する。しかしながら、原告の主張は、運送人が不法な行為を行って損害賠償責任に転化する場合には、懲罰的な意味合いから不

知文言の効力を否定し、運送人の責任を拡大すべきであるということに帰し、その根拠がない。」

「次に、原告は、不知文言を理由に免責を主張するのは権利の濫用であると主張する（…が…）この主張も理由がないといわざるを得ない。」

3. 原告の損害について

「本件運送品の本来の買主が訴外Cであること、被告補助参加人が、平成7年8月13日、本件運送品を、訴外Cに転送し、一万二九三五米ドルの送り状を送付した事実は、当事者間に争いがない。右事実によれば、本件運送品の時価が一万二九三五ドルであったものということができる。（…）原告は（…）右同額の損害を被ったものというべきである。」

III 研究

判旨結論には賛成。理論構成および不知文言に関する判旨の説示は疑問。

本判決は、わが国で初めて船荷証券中の不知約款の効力を正面から論じた裁判例として知られており、すでにいくつかの評釈が公表されている⁽²⁾。そこで、本稿では、報告者が旧稿で提示した船荷証券上の運送品の特定に関する仮説に照らし、筆者の立場からみた判旨の疑問点に焦点を絞って検討することをお許しいただきたい⁽³⁾。

1. 本件における不知約款の意味

(1) はじめに

本件は、船荷証券と引き換えることなく、いわゆる仮渡し（本件では保証状の存在については言及されていない）を行った運送人に対して損害賠償が請求された事案である。商法584条（国海運10条により準用）は、船荷証券の受戻証券性を定めるが、これは運送人に対して船荷証券と引き換えでなければ運送品の引き渡しを求めないこと（引渡拒絶権）を定めるものであり、運送人がみずからのリスクで運送品の引き渡しを行うことを禁じたものではないと解するのが多数説の理解である⁽⁴⁾。実務においても、船荷証券の未達などの場合に、運送人は二重払いリスクを回避するため保証状（L/G）を徴して運送品を仮渡しすることが慣行として行われている（保証渡し）。仮渡しがなされた場合、他に船荷証券の所持人が存在すれば、運送人はこの者に対して損害賠償責任を負うべきことになり、むしろ「保証渡し」はこのことを前提として保証状を差し入れさせるものといえる。したがって、本件でも、正当な証券所持人による運送品引渡請求に応じられない

運送人が、原則として損害賠償責任を負うべきことは当然である。

また、本件の運送品は、いわゆるシッパーズバック・コンテナ⁽⁵⁾およびその中品であり、発行された船荷証券には、中品たる運送品の種類・数量等を対象とする不知約款（不知文言）が付されていた。本件ではこの不知約款の効力が中心的争点とされているが、現実には証券所持人に引き渡された運送品と証券の記載との相違（いわゆる品違い、数量不足など）が問題となっているのではなく、仮渡し⁽⁶⁾がなされたため運送品を引き渡すことができないという事情の下で、運送人の債務不履行責任を前提としながら、損害の認定について不知約款の効力が問題とされている点において特殊性がある。

（2）本件船荷証券に表章された権利の内容

判旨は、シッパーズバック・コンテナが用いられた本件で、コンテナの中品を示す記載について不知約款の効力を認めている。これは、国際海上物品運送法 8 条 2 項が、8 条 1 項の例外として定める「荷送人の通告が正確であることを確認する適当な方法がない場合」に本件が該当するものと認め、この場合の不知約款を有効とみる学説（通説）に従ったものである。そのうえで、判旨は、不知約款が有効である場合、「運送人は、船荷証券の所持人に対して証券に記載されたとおりの運送品があったことについて責任を負わない、換言すれば、運送品が何であったか表示されていなかったのと同様に扱う」もの⁽⁷⁾といい、「学説もこのような解釈を支持してきた」と説示している。ところで、船荷証券は運送品の引渡請求権を表章する有価証券であるから、その権利の内容がまったく記載されていない証券というものは認めることができない。すなわち、運送品に関する記載は絶対的記載事項であり、これをまったく欠いた証券は無効とみるほかない。そうすると、一応の記載があっても不知約款によって無意味となり、判旨のいうように、運送品の記載がないのと同様に扱うべきものとすれば、船荷証券の効力自体に疑問が生じかねない。

一般に、わが国の学説は、運送品の種類の記載を運送品の同一性を識別するための記載であるとして、これを絶対的記載事項であると解しているが、一方では、その記載に有効な不知約款が付された場合、運送人は当該記載通りの運送品の引渡義務を負わないものと説かれている。しかし、運送品の同一性の識別をどのように理解すべきかについては十分な議論がなされてきたとはいえないように思われるし、そもそも絶対的記載事項に関する不知約款というものは認められるのであろうか。そこで、筆者は、運送品の種類の記載について運送品の同一性の識別機能を疑問として、これを絶対的記載事項とみない考え方（絶対的記載事項でないがゆえに不知約款の対象となりうる）⁽⁷⁾を旧稿において提示したが、このように解してこそ、本件のような事例において、船荷証券の記載と運送品との対応関

係を明瞭に矛盾なく説明することができるものとする。すなわち、本件船荷証券の対象となっているコンテナ自体は特定されていようが、不知約款の対象はその中品に関する記載にすぎないからである。判旨が「運送品の種類や数量が記載されていないのと同じ」といっても、これは「中品」の種類や数量なのであって、「運送品」の同一性の識別のための記載ではない。コンテナ自体について同一性を識別できる記載があれば、船荷証券の「運送品の記載」として十分であると考えられ、本件においてはこの同一性の識別に関する記載は不知約款の対象となっていないのであるから、中品の記載だけをもって「運送品の表示がないのと同様」であるという判旨の説示は正確でなく、運送品の表示が存在するからこそ本件船荷証券は有効であると考えられるのではないか。

（3）船荷証券が表章する運送品引渡請求権と不知約款の効力の関係

判旨は、本件不知約款の効力を有効としたうえで、原告の損害を判断するに際して、「右によれば、不知文言の効力が認められることになるから、原告は、現実に存在した運送品について損害賠償を求めることができるに過ぎない。」という。しかし、この理論構成にも検討の余地があるように思う。本件でも有効な船荷証券に基づく運送品引渡請求権の存在が否定されるわけではなく、不知約款の有効であることをもってただちに証券から離れて「現実の運送品」という話にはならないはずである。判旨は、善解すれば、証券上の権利の内容を確定するにあたって、中品に関する証券の記載の効力が有効な不知約款の存在によって否定されるから、その結果として、証券上の権利の内容（証券上の運送品）が現実に存在した運送品以上のものでないといいたいかもかもしれない。判旨は、すでにみたように、運送品に関する記載がないと考えているふしもあるが、この理論的問題点については前項で論じた通りである。ところで、「現実の運送品についてしか損害賠償を求められない」というこの結果は、不知約款の効力によるものなのであろうか。

なるほど、わが国の多数学説は、国際海上物品運送法9条の対象となる記載事項を限定していないから、コンテナの中品に関する記載（中品の種類・数量等）にも証券的効力を認めることになるのであろう。この立場によれば、たとえば証券の記載と現実に引き渡された中品たる運送品が相違した場合、不知約款がなければ記載通りの運送品を引き渡す義務を負う結果、運送人は損害賠償責任を免れないが、反対に有効な不知約款が付されていれば、運送人は中品に関する証券の記載に拘束されず、現実の運送品さえ引き渡せば損害賠償責任を負わないと説明されよう。そして、判旨も中品の記載が運送人を拘束することを当然の前提と考えているように思われる。

しかし、1924年船荷証券統一条約（ヘーグ・ルール）の下では、必ずしも同様

とはならないように思う。統一条約は、船荷証券の記載事項を 3 つ掲げて、これらに絶対的証明力を付与している (1968 年改正議提書による 3 条 4 項)。ここで問題となるのは、主要記号 (条約 3 条 3 項(a)) と数量等 (同項(b)) であるが、卑見によれば、これは運送品の同一性を識別するための記載であり、本件でいえば、コンテナの同一性の識別に関する記載がこれにあたりとみられる。そうすると、証券の記載により同一性が確認されるコンテナを引き渡せば、この場合は証券の記載通りの引渡しがあったものとみることができる。さらに、統一条約の場合は、このように絶対的証明力を付与する事項を限定しているから、中品の記載は証券的効力の対象とはならないと解する余地がある。前項で論じたように、運送品の種類の記載の運送品識別機能を否定する卑見の立場からすると、わが国の国際海上物品運送法の下でも、記号、数量等で同一性 (コンテナであればコンテナ自体の同一性) が確認された運送品が引き渡されれば、これを証券の記載通りの引渡しと理解することが可能であると思われ、また、そのように解してこそ (とりわけ本件のように中品の記載に不知約款の付された) 船荷証券と運送品の対応関係を説明できるものとする。そして、こう解するのであれば、たとえ運送品の種類の記載 (あるいはコンテナ中品の記載) が国際海上物品運送法 9 条の対象に一応該当するとしても、運送品の特定という局面においては無意味なものとみることが可能ではないだろうか。つまり、中品の記載が実際と相違していても、これを運送品の同一性の識別に関する記載ではないとみれば、同一性の確認という局面で、証券の記載が事実と異なることを善意の所持人に対抗することにはならないと考えられるのではないだろうか。また、そうすると、コンテナが証券所持人に引き渡され、そこで証券の記載と現実の中品との相違が判明したとしても、運送人は少なくとも船荷証券上の債務は履行した (債務不履行責任は負わない) ものとみることができるのではないか。⁽¹⁰⁾

そして、このような構成によれば、不知約款の有無に関わりなく (その効力にかかわらず)、運送人は運送品の同一性の識別に関しては、これと無関係の中品の記載について船荷証券上の責任を負わないものと解しうることになり、本件で「現実の運送品についてのみ損害賠償を求めることができる」のも、これは不知約款の効力の問題ではないということになる。シッパーズバック・コンテナについては、実務上、運送人が中品を確認することは予定されておらず、確認を求めることも困難であることから、この場合の中品に関する証明力を否定すべきであるとの主張もなされているが、卑見のように考えることによって、この主張の正当性を理論的にも裏付けることが可能であると思う。⁽¹¹⁾

2. 証券記載の事実上の証明力と不知約款

本件は仮渡しによって運送品を引き渡すことができない場合であって、いずれにせよ運送人が船荷証券所持人に対して債務不履行責任を負うことは当然であるし、不知約款の効力とみるにせよ、みないにせよ、本件で運送人が中品の記載に拘束されることはないから、ここにみた見解の相違は結論には影響を及ぼすものではない。すなわち、判旨の理論構成、および、これに基づく説示に疑問があるとしても、本件で問題となるのは、判旨が現実の運送品という中品（より正確には「船荷証券上の運送品である特定のコンテナ」の中品）そのものが何であったかという点であることに変わりない。

これは、証券所持人により立証されるべき問題であるが、この局面で不知約款が付された中品の記載がいかなる証明力（事実上の証明力）をもつかは、別途問題となりうる。

有効な不知文言が付された記載と、そうでない記載とでは事実上の証明力においても相違が⁽¹⁴⁾あろうから、その点では不知約款に意味があるとしても、しかしながら具体的事実関係に基づく立証の問題に還元されるのであって、不知約款の有効無効が決定的な意味をもつわけではないであろう。

3. おわりに

本件には不可解な点がいくつかあるが、最大の疑問点は、不知約款（不知文言）の効力に関する抽象的かつ理論的な議論が原告・被告双方の主張の中心になっていながら、議論の過程で船荷証券の具体的な記載、および、記載と現実の中品との相違が問題とされていないことである（それゆえ、判決文では別紙有価証券目録記載というほか、何ら具体的言及がない）。しかも、原告の主張する中品の明細について、被告補助参加人はこれを認めており、被告の主張は判決文に現れていない（争いが無い）。判旨も、中品は中古モーターサイクル89台であることを否定しておらず、その価額、すなわち原告の損害額を認定している。この損害額についても、請求の趣旨として原告は1674万6000円としながら、判決文を見る限りでは何らの根拠も主張されていない。むしろ、原告は最大445万円から最小47万5500円までの3つの金額を、それぞれに理由を付して主張しているのである。判旨は、結論として、保証渡しを受けた被告補助参加人Bが本来の買主Cに転売した際の送り状に記載された、双方に争いのない金額で運送品の時価を123万0118円と算出している。

本件は、このように中品それ自体については争われておらず、結局のところ、なぜ原告が不知約款の効力を問題としたのか、判決文からは不明である。これはまた、判旨がなぜ争点1として本件不知約款の効力を問題としたのかという疑問

でもある。

いずれにせよ、以上にみたように、理論構成に疑問があるものの、判決文に示された事実関係の下では判旨結論に異論はないであろう。

- (1) 本件が国際海上物品運送法の適用になる事件であることは判決文の前提となっている。なお、X 銀行が船荷証券を所持しているのは、信用状条件を満たさないうま A 会社から信用状を買い取ったため、信用状開設銀行の決済を受けられなかったものと推測される (山下友信「本件判批」ジュリスト1212号 (2001年) 122頁、増田史子「本件判批」商事法務1623号 (2002年) 58頁)。
- (2) 本稿に関する評釈として、山下・前掲 (注 1) 評釈、増田・前掲 (注 1) 評釈のほか、田中庸介「本件判批」海事法研究会誌151号 (1999年) 14頁、重田晴男「本件判批」私法判例リマックス20号 (2000年) 96頁などがある。なお、先例・学説の概要については、さしあたり重田評釈97頁を参照。
- (3) 拙稿「船荷証券による運送品の特定と「運送品の種類」の記載——船荷証券債権の効力論序説——」早稲田法学78巻 2号 (2003年) 1頁以下を参照。
- (4) 戸田=中村編・注釈国際海上物品運送法 (青林書院・1997年) 204頁〔武知政芳執筆〕。
- (5) いわゆる FCL の封印されたコンテナであると思われる。この場合、コンテナ自体も運送品である。
- (6) この点につき、拙稿・前掲 (注 3) 11頁および脚注引用の文献を参照。
- (7) 拙稿・前掲 (注 3) 14頁以下。
- (8) コンテナを特定する記載にかかる不知約款は、国際海上物品運送法 8 条 2 項を基準とする通説によれば通常は無効となろう。
- (9) 山下友信「船荷証券の記載の効力」海法会誌復刊36号33頁、戸田=中村編・前掲書 (注 4) 182頁〔永井和之執筆〕など。
- (10) 条約 3 条 3 項の趣旨につき、拙稿・前掲 (注 3) 18頁以下を参照。
- (11) 運送品の同一性の識別に関する記載によって明瞭に特定された運送品を引き渡すのであれば、運送品の種類ないし中品に関する記載と齟齬があっても、必ずしもこれをもって証券の記載が事実と異なることを運送人が主張することにはならないものと考え。原産地の表示などについても同様と思われることについて、拙稿・前掲 (3) 17頁および同頁脚注30を参照。つまり、ある記載に証券の効力が及ぶ (国海運 9 条の対象となる) としても、その効力は船荷証券における当該記載の機能との対応において自ずから制約があり、同条を介することによりこの点が変質するものとは考えられない。
- (12) これは、証券所持人が当該記載がなされたこと自体によって損害を受けた場合に、不法行為等による損害賠償責任の追及可能性を否定するものではない。しかし、現実には例外的な場合に限られるものと思うし、いずれにせよ証券上の責任ではない。
- (13) たとえば、新堀聡「コンテナ貨物における船荷証券の不知約款と運送人の責任」海事法研究会誌139号 (1997年) 1頁以下。なお、運送品の種類の記載について、江頭憲治郎・商取引法〔第 4 版〕278頁注10を参照。
- (14) この点について、山下・前掲評釈 (注 1) および増田・前掲評釈 (注 1) 62頁を参照。

〔付記〕本稿は、船荷証券の債権の効力に関する科研費課題 (平成16・17年基盤研究 (C) 課題

番号16530063)の一部として、不知約款に関する日本判例の検討を行ったものである。本文に述べたように、本稿は筆者の提示した仮説に基づく研究であるが、研究会における会員諸氏の勧めにより評釈の形でひとまず公表することとした。今後、論説として卑見をまとめる予定である。